

兄・姉を扶養する場合の「同居」要件がなくなります！

これまで、兄弟姉妹の扶養認定については「弟・妹」を扶養に入れる場合は同居の有無を問わなかったのに対し、「兄・姉」については「職員と同一世帯であること（＝同居していること）」が必要でした。

しかし、**平成28年10月1日からは、組合員の「兄・姉」についての同居要件が撤廃**され、組合員と別世帯であっても送金額等の要件を満たしていれば、被扶養者として認定可能になります。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826